規程第６号

公益社団法人 前橋市シルバー人材センター
役員等の費用弁償並びに旅費に関する規程

昭和56年10月20日制定
平成4年4月1日改定
平成24年4月1日改定

（趣旨）
第1条　この規程は、公益社団法人前橋市シルバー人材センター（以下「センター」という。）役員に対する費用弁償、及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

（適用）
第2条　この規程の適用を受ける役員（以下「役員」という。）の範囲は、別表に掲げるとおりとする。ただし、地方公共団体の職員のうちから選任、又は委嘱されている者については、この規程を適用しない。

（費用弁償の額）
第3条　役員の費用弁償の額は以下のとおりとする。
（1）役員の費用弁償の額
ア 理事に関する役員会、部会、関係機関の会議、研修会等　2，000円
イ 監事に関する役員会、監事会、監事の研修会等　2，000円
ウ 理事及び会員で構成する事業委員会等　2，000円
エ 地域班連絡員　年間一班基本 2，000円＋会員数に200円を乗じた額

（2）費用弁償額の調整については、同一日において二つ以上の会議等に出席した場合は、一つの会議の出席として算出した額を支給する。ただし、地域班連絡員の費用弁償との重複は除く。

（費用弁償の支給）
第4条　役員の費用弁償は、一定期間分を、別に定める日に、本人の指定する口座に振込により支給する。ただし、地域班連絡員の費用弁償は年度末の連絡員会議の際に現金で支給する。

（旅費）
第5条　役員がセンターの業務のため出張したときは、旅費を支給する。

（改廃）
第6条　この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則
　この規程は、昭和56年10月20日から施行し、適用する。

附則
　この規程は、平成4年4月1日から施行し、適用する。

附則
　この規程は、平成24年4月1日から施行し、適用する。

第3条表

区分	役職	適用	報酬及び費用弁償の額
費用弁償	理事	役員会･理事部会	2，000円
		入会説明会	2，000円
		関係機関の会議	2、000円
	監事	監査 役員会 関係機関の会議	2，000円
	委員	委員会活動	2，000円
	地域班連絡員	年間連絡活動費	一地域班基本 年間2，000円 ＋会員数　200円／1名